

空家購入補助金のご案内

この制度は、市内の空家を購入する際に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

対象者

- 自ら居住するために市内の空家を購入し居住する者（個人）
※ 市税の滞納がないこと

対象経費

- 市内事業者が販売（仲介）する居住部分が50㎡以上かつ50万円(税抜)以上の空家（直前6ヵ月間居住していない）の購入費用
【対象外となる費用】 土地のみの購入、リフォーム等の費用、その他手数料等

対象要件

- 申請者、対象住宅が令和7年度以降に「石狩市住宅リフォーム補助金、石狩市融雪槽補助金、石狩市空家購入補助金」の交付を受けていないこと
- 建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと

※車庫・物置・カーポートなど増改築は、確認申請が必要となる場合がありますので必ず確認してください。確認申請が必要な工事で、手続きを行っていない場合は、補助の対象となりません。

補助額

- 空家の購入費（税抜）の10%、上限15万円

募集時期

募集枠 150万円(予算額に達した時点で受付終了)

募集期間：令和8年3月2日(月)～12月28日(月)

- 補助金の申請は先着順で受付します。 ※予約等はできません

申込方法

- 交付申請は、期間内に建築住宅課窓口にて受付します
※ 事情により来庁出来ない場合は、建築住宅課までご相談願います
- 申請書は、建築住宅課窓口で配布します。（又はHPからダウンロード）

実績報告

- 完了日から30日以内 かつ 令和9年2月26日（金）まで

※申請方法等の流れ詳細は裏面の「手続きフロー図」をご覧ください

手続きフロー図 「空家購入補助金」

※交付決定前に契約してしまうと、
事前着手となり補助は受けられなくなりますので、ご注意ください。



1

補助金交付申請書提出

※対象期間内に申請してください

【提出書類】

<市役所窓口等で取得していただく書類>

- ①補助金交付申請書 …市役所2階④番窓口(建築住宅課)
- ②支払口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票 …市役所2階④番窓口(建築住宅課)
- ③申請者の住民票 …市役所1階①番窓口(市民課)
- ④申請者の納税証明書(市税の滞納が無いことの証明) …市役所1階⑯番窓口(納税課)

③は住民票のある市町村で取得してください。
④は、市外の方も石狩市役所で取得してください。
石狩市では、窓口で「補助金申請に使う」とお伝え頂ければ、手数料はかかりません。

<申請者が事前にご用意いただく書類>

- ①補助対象住宅の位置図及び配置図(地図等のコピーでも可)
- ②補助対象住宅の価格(税別)が分かるもの
- ③補助対象住宅のカラー写真(データ提出不可)

交付決定通知書を送付

売買契約締結

変更・中止承認申請書提出

※工事内容を変更または中止(キャンセル)する場合

一部工事中止での減額、修繕箇所が増加したことによる増額などの場合は、変更承認は不要です。
実績報告書提出の際に「軽微な変更」として提出してください。
なお、減額の場合、補助金額は工事費に合せて減額となりますが、増額の場合、補助金額は交付決定のままとなります。

購入代金支払い

2

実績報告書提出

※完了日から30日以内 かつ 令和9年2月26日(金)まで

【提出書類】

<市役所から郵送する書類>

- ①補助金実績報告書
- ②請求書(日付未記入、押印不要)
- ③アンケート

<申請者にご用意いただく書類>

- ①売買契約書の写し(押印、印紙あり。契約日は交付決定後の日付) ※軽微な変更がある場合は、変更後の額
- ②領収書等の写し(押印、印紙あり。領収日が確認できること) ※軽微な変更がある場合は、変更後の額
- ③補助対象空家及び土地の所有権移転後の登記事項に係る全部事項証明書
※申請者名義になっていることが確認できること
- ④補助対象空家に居住した交付決定者の住民票
※申請者の住所が購入住宅の住所になっていることが確認できること
- ⑤軽微な変更がある場合、変更後の建物の価格がわかるもの

交付額確定通知書を送付

※支払い先銀行と支払い予定日をお知らせします。
完了実績報告を提出後2週間程度でお知らせいたします。土日祝日の関係で前後します。詳しくは、通知でご確認ください。

登録口座へ補助金支払い

石狩市役所

建築住宅課住宅政策担当

市役所



申請者